ストレスチェック制度の流れ【教育庁職員】

事業者〔教育委員会〕

教育委員会衛生委員会にて協議

＜方針の提案＞
・目的
・実施体制
・実施方法

・情報の取り扱い
・結果の保存方法

・情報の取り扱いに関する苦情処理
・不利益な取り扱いの防止　等

取り組み状況等の報告

事業者〔教育委員会〕

ストレスチェック制度の趣旨、流れを周知

・実施要領の通知　・教職員健康支援センターだよりへの掲載
・大分県公立学校総合情報ポータルサイトのお知らせへの掲示
・教育庁職員安全衛生推進会議での説明　等

教育庁職員

受検・フォロー

ストレスチェックを受検（ストレス診断システム：５７項目）

・各自パソコンにて実施（年2回以上　前期：５～７月　後期10月～12月）※外部機関への業務援助者等は紙調査票
・個別にパスワードを設定（忘れた場合は、福利課で再設定）

個別対応

結果通知
相談窓口の情報提供

ストレスチェックの結果に基づく
ストレス軽減へのセルフケア

＜ストレスが高い者＞

実施者〔福利課保健師〕

フォローメッセージ送付（庁内連絡にて個別対応）

＜面接指導対象者＞

医師による面接指導の勧奨
（面接指導の実施を所属長へ報告すること等への同意の確認）

集団分析

（実施者）
結果を集団分析

（実施者）
集団分析結果を所属長へ
提供

（高ストレスの所属）
産業医等による
状況確認や助言

面接指導

希望有

（本人）福利課へ面接希望の申出
（※面接指導の実施を所属長へ
報告すること等への同意）【様式１】

（所属長）
勤務状況報告【様式２】

（面接希望者）
面接指導にかかる
問診票【様式３】

医師による面接指導の実施

教育庁職員

実施者〔福利課保健師 教育庁産業医〕

共同実施者〔精神科医師〕

希望無

（本人）福利課へ面接を希望しない旨連絡

保健師フォロー

・保健師相談

必要に応じ相談、
専門医等へ紹介

・医療機関紹介
・カウンセリング相談（臨床心理士）
・こころの健康相談（※通常利用）
・民間医療機関メンタルヘルス相談
・産業医相談　等

職場環境の改善のために活用

措置

面接指導実施医師からの意見聴取　【様式４】

・面接指導を実施した職員のうち、必要時には以下について提言
※時間外労働の制限、作業転換等についての意見

実施者〔教育庁産業医 福利課保健師〕

所属長

必要に応じ就業上の措置の実施

※職員の実情を考慮し、担当業務の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を行う
※不利益な取扱の禁止

改善事項の検討　【様式5】

評価

所属長

実施者〔福利課保健師〕

ストレスチェックと面接指導実施後の状況の確認